

# 🐞 🌱 🌱 🌱 🌱 すながわ お試し暮らし 実施要領 🌱 🌱 🌱 🐞



## 利用施設

- 住 所 砂川市吉野1条南7丁目2番21号（よしの）  
砂川市晴見2条北7丁目68番地81（はるみ）
- 構 造 セラミックブロック造 3LDK（築50年程度：よしの）  
木造 3LDK（築40年程度：はるみ）

楽しい♪♪♪  
お試しライフ♡



## 利用期間

- 1週間以上、2カ月間以内（空き状況によっては、要相談）  
※入居日および退去日については、手続きの都合上、土曜・日曜・祝日を除く平日にして  
いただくようお願いいたします。



## 利用要件

- ・将来、砂川市への移住を検討されていること
- ・家族・親族、単身者の利用であること（単身者については70歳以下であること）
- ・4月～10月の期間で1回、11月～3月の期間で1回、計2回までの参加回数であること
- ・すながわお試し暮らし実施要領の内容に賛同し、アンケート調査などにご協力いただけること



## 貸付契約及び使用料

- ・施設に関する事項は、別途、建物貸付契約により、入居をする日に契約を結びます。
- ・使用料は1カ月 30,000円（よしの）または50,000円（はるみ）  
です。（ただし、1カ月を満たない場合は、砂川公有財産規則により日割り計算します。）
- ・納入については、契約日に前納してください。



## 使用料以外の費用負担

- ・滞在期間中における水道・電気・ガス・灯油代、寝具リース料（任意）
- ・自宅から砂川市までの往復旅費、市内での交通費
- ・利用者の故意または過失により、施設・施設設備・備品等を毀損、汚損、滅失させた際の修繕費用および原状回復にかかる費用
- ・その他、食費や日用品に係る費用



## 申込み方法

「すながわお試し暮らし利用申請書」に必要事項を記入しメール、ファックス、郵便のいずれかでお申し込みください。（ご利用申し込みの手順 参照）



## 利用者を守っていただくルール

- ・留守や就寝時に施錠するなど、施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに報告すること。
- ・火気の取扱に注意するとともに、冬期間の水道凍結防止に配慮すること。また、備え付けの備品、什器等を適切に取り扱うこと。

- ・施設の周りの除雪等を適宜行い、住環境の整備をすること。
- ・ごみは決められたルールに従い排出すること。(分別収集、ごみ袋は有料)
- ・施設の貸付期間が満了したときは、清掃を行うとともに、施設の鍵を返却すること。
- ・その他、施設の使用に関し、市長が必要と認める事項。



#### 利用者の禁止行為

- ・施設を市長の承諾を得ないで目的以外に使用すること。また、この施設の使用権を他人に転貸し、使用させること。
- ・すなわわお試し暮らし利用申込書に記載した利用者以外の者を宿泊させること。
- ・物品の販売、寄付の要請、その他これに類する行為を行うこと。
- ・興行、展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- ・文書、図書、その他の印刷物を貼付または配布すること。
- ・宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- ・政治活動のための演説会、研修会、その他これに類する行為をすること。
- ・近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・犬、猫等の動物の飼育または持込みをすること。
- ・その他、施設の借用にふさわしくない行為をすること。



#### その他

- ・インターネット環境：モバイルWi-Fiルーター
- ・お試しハウスに電話はありません。滞在中連絡が取れるよう、ご自身の携帯電話を必ずお持ちください。
- ・退去の際は私物をすべてお持ち帰りください。
- ・入居日または翌日に、生活に必要な施設を中心に、市内案内をいたします。
- ・ご希望に合わせ、新築・中古などの物件案内、地元の方を交えた交流会などを設定させていただきます。